

令和 6 年 6 月 5 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(A)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21H04385

研究課題名（和文）日本および日本の国際法学が国際法の発展に与えた影響の総合的研究

研究課題名（英文）Japanese Influences on International Law

研究代表者

濱本 正太郎（Hamamoto, Shotaro）

京都大学・公共政策連携研究部・教授

研究者番号：50324900

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 32,100,000円

研究成果の概要（和文）：日本の国際法学あるいは国際法実践が何らかの国際的影響を与えた分野は少なくない。たとえば、植民地支配の清算においては日本による補償と陳謝とがその消極的側面を含め旧植民地宗主国による検討の対象となっており、国家免除については日本の国内立法が国際司法裁判所に参照されたり、国連における条約作成過程における中心的役割という形での関与もみられる。多数国間条約形成過程に大きな役割を果たした例としては、海賊に関して国際連盟期に見られるほか、第二次大戦後も多くの分野において見られる。これら成果は、2024年度中に原稿のとりまとめを終え、2025年度に英文にて出版する予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際法はヨーロッパ起源であり、江戸時代末期から日本はもっぱらそれを受け容れる立場にあったため、国際法が日本に与えた影響については豊かな研究が存在している。その一方で、日本がどのように国際法に影響を与えてきたかについては必ずしも明らかにされてこなかった。本研究では、日本の学説や国家実行がどのような影響を与えてきたかについて、国際連盟期や植民地支配期から21世紀の現在までにわたり、人権・安全保障・宇宙・海洋など様々な分野について明らかにすることを試みた。それにより、分野ごとに濃淡はあるものの、積極消極両面を含め、日本が一定の影響を与えてきていることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：There are numerous areas in which Japanese academic legal studies or practices have exerted international influence. For example, concerning the liquidation or settlement of colonial rule, Japan's compensation and apologies have, including their negative aspects, been subjects of consideration by former colonial powers. Regarding state immunity, Japan's domestic legislation has been referenced by the International Court of Justice, and Japan's central role in the treaty-making processes at the United Nations is notable. Instances where Japan played a significant role in the formation of multilateral treaties include the issue of piracy, already observed during the League of Nations period, and in many fields post-World War II. Examinations of these examples are expected to be edited and compiled by the end of 2024 and published in the form of a book in English in 2025.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 法史

1. 研究開始当初の背景

近年、歴史学・外交史学の分野において、日本の外交政策の形成や思想動向にその当時の国際法学者が与えた影響を解明しようとするものが増えており、台湾出兵(大久保泰甫『ボウソナードと国際法』(岩波書店、2016年))、委任統治(等松春夫『日本帝国と委任統治』(名古屋大学出版会、2011年))、大東亜共栄圏構想(酒井哲哉『近代日本の国際秩序論』(岩波書店、2007年))などについて、注目すべき研究が続々と現れている。

これに対し、国際法学者の手による類似の研究は少ない。わずかに、大東亜共栄圏構想に関する研究(松井芳郎「グローバル化する世界における『普遍』と『地域』」国際法外交雑誌102巻4号(2004年)567頁、明石欽司「『大東亜国際法』理論」法学研究(慶應)82巻1号(2009年)261頁)や、特定の個人に関する研究(例、柳原正治・篠原初枝(編)『安達峰一郎』(東京大学出版会、2017年))が見られるにとどまる。その理由は必ずしもはっきりしない。この理由も本研究を通じて解明されることとなろう。が、法学(者)の政治的役割の研究は法学(者)の守備範囲ではないとの認識が要因の一つではあろう。しかし、法学が社会を対象とする学問であり実践である以上、国際法学に携わる者が自らの学問及び実践が社会に与える影響に無自覚であることは、研究者の社会的責任からの逃避を容認することにつながるのみならず、国際法学が現実社会から遊離した議論のための議論に終わってしまう恐れがある。

さらに、国際法学(者)の政治的役割への無関心は、日本においてもう一つの深刻な問題を生んできている。すなわち、日本の国際法学者は、日本の国際法学および国際法実践が国際法そのものの展開にどのような影響を与えてきたかについて、ほぼ無自覚である点である。日本の国際法学者は、「外」からやってくる所与としての国際法をいかにして日本社会に受容するかに関心を集中させてきたため、ごく最近までは日本語でのみ研究を発表することが通例であり、自らの学問的営為が国際的影響を与えることはそもそも意図も想定もしておらず、したがってそれを研究対象にしようとする意識も浮かばなかったことは自然ではある。

しかし、幕末以降日本がヨーロッパ発の国際法を積極的に利用して自らの国際的地位の向上に努めてきたことは既に歴史学により明らかにされているところであり、現在に至る日本の歴代政権も、アジアにおいては突出しているといっているほどに「国際法の遵守」と「国際社会における法の支配」とを強調してきていることもまた事実である。ならば、日本(の国際法学)がどのようにして国際法を内面化してきたかというこれまでのアプローチのみならず、国際法の形成展開に対して日本(の国際法学)が与えた影響も少なからずあるはずである。では、日本の国際法学者および国際法実践が国際法そのものの展開にどのような影響を与えてきたのだろうか。

2. 研究の目的

本研究の目的は、上の問に対して、国際法の分野ごとの実証的検討を通じて答えを見いだすことである。

従来、具体的な個々の国あるいはそこで活動する国際法学者が国際法の形成展開にどのような影響を与えるかという研究は、特定の条約の交渉過程において特定の国(の研究者・NGO)がイニシアティブをとったことを示す研究など特定事例に関するものは少なくないものの、特定の国(の国際法学)が与えた影響を巨視的・包括的に明らかにしようとする研究はほぼ皆無であった。そのような中、イギリス・フランスにおいて類似の関心からの研究が最近表れている。本研究と問題意識が共通しており、本研究計画を進める上でも大いに参考になるところである。しかし、当然ながら対象とする国が異なっており、日本の国際法学・国際法実践が与えた影響に関する巨視的・包括的な先行研究は存在しない。

加えて、日本の国際法学・国際法実践が与えた影響を解明することにより、日本の国際法学がこれからどのように研究活動を行っていくべきかについての指針が得られるものと期待される。

3. 研究の方法

まず、国際法の領域別に、その生成・展開において日本の国際法学および国際法実践がどのような影響を与えたかにつき、検討する。そして、それらの領域別研究を総合する形で、国際法全体に対して日本の国際法学および国際法実践が影響を与えてきた影響を解明する。

それぞれの法領域ごとの研究を深めると共に、日本の国際法学・国際法実践が国際法形成・展開に与える「影響」とはどのようなものであるかについての共通理解の醸成を図る。

日本(の国際法学)が与えた影響の特定に際してより多面的・客観的な把握を行うため、外国の研究者とも密接に連絡を取り、批判的検討をしてもらう。コロナ禍による国内外の人の移動が予想を超えて制限されたため、外国の研究者と直接やり取りをする機会がなかなか得られなかった。そこで、2023年3月にソウル国立大学においてLee Jaemin 同大学教授を中心とする研究

会を開いていただき、Lee Seryon 教授（全北(Jeonbuk)大学）、Lee Seokwoo 教授（仁荷(Inha)大学）、So Byungchun 教授（亜洲(Ajou)大学）、Lee Ki Beom 教授（延世(Yonsei)大学）、Won Yoomin 教授（ソウル国立大学）の参加を得て、研究代表者の瀧本のほか、分担者の石橋・小畑・西が夫々の担当分野につき報告を行い、批判を仰いだ。さらに、類似の会合を2023年8月に国立台湾大学において姜皇池同大学教授の主催の下に開催し、張文貞教授（国立台湾大学）、陳貞如副教授（国立政治大学）、陳在方副教授（陽明交通大学）、李怡俐助理教授（精華大学）、施明遠副教授（陽明交通大学）の参加を得て、瀧本・石橋・小畑・斎藤・豊田・西が夫々の担当分野につき報告を行い、種々のアドバイスを頂いた。このような形で、日本と歴史的に関係の深い地域の研究者から集中的に意見を頂戴することで、研究の方向性の修正と充実とを図った。

その他、オンライン会合を最大限活用してほぼ毎月研究会を開いて意見の共有を図った。

4. 研究成果

各分野ごとに述べる。

(1)国際法の導入（豊田哲也） 明治政権の能動的な国際法政策の検討からは、それが徳川政権との対抗関係の中で生まれ、欧米諸国の干渉主義にうまく対処する多国間主義的外交を生み出し、アジア諸国に一つのモデルを提供したことが明らかになった。

(2)植民地支配（瀧本正太郎） 戦略的意図によるものではあれ参政権を与えるなど一定の権利を認め、また植民地宗主国としては唯一植民地支配そのものについて謝罪を繰り返している。ただし、それが植民地支配の適切な清算とみられているわけでもない。

(3)国際連盟期の紛争処理（西平等） 1920年代の実践を通じて、国際連盟規約の文言には必ずしもとられない形で確立されてきた連盟理事会の紛争解決手続に対し、日本が当事国となった満州事変をめぐる交渉がどのような影響を与えたのかを検討した。

(4)国家（王志安） 国家承認の創設的効果理論を日本の近代国家成立の文脈において検証し、そうした国家承認理論の生成と衰退を解明し、文明国地位への日本の追求が近代国際法の適用範囲の拡張過程に与える影響を探った。

(5)国際機構（望月康恵） 人権基準設定への日本の関与と貢献についてハンセン病を事例として検討した。ハンセン病の基準設定においては、日本政府、日本の専門家、NGOによる協働の取り組みが確認された。

(6)個人（小畑郁） 戦後日本外交に最も影響を与えた国際法理論は田畑茂二郎のそれであろう。戦直後の田畑は、主権よりもむしろ国際社会の組織化を強調した。ここからすれば、機能主義こそ、国際法理論の外交への影響として注目すべきである。

(7)日本の国内裁判例（齋藤民徒） 日本の国内裁判所の判断が世界の国際法実務・学界で引用され影響を与えた例は、下田判決等、ごく一部の下級裁判例に限られてきた。そもそも使用言語の問題もあるが、政治犯引渡など国内と国外の知名度とのギャップが著しい主題もあり、その要因は区々である。

(8)人権（前田直子） 国際人権条約形成への日本の貢献を明確に見出すことは難しいものの、それらを補完する国連準則「非拘禁措置に関する東京ルールズ」の形成・実行に主導的役割を果たしたことを歴史的・実践的視座から明らかにした。

(9)海洋法（鶴田順） 日本の国家安全保障の課題はいわゆるグレーゾーン事態への対処にある。安全保障のための活動における法執行活動の意義と射程を整理し、それを適切に位置づけ、事態に実効的に対処できるようにする必要がある。

(10)海上犯罪（石井由梨佳） 主に海洋法の形成と発展に日本がどのような貢献を行なったかを検討した。具体的には、国際連盟期の海賊に関する規則の法典化作業や、ポスト・コロナにおける海運とインフォーマルな法形成についての、日本の貢献の意義と限界を分析した。

(11)宇宙法（青木節子） 日本が、非拘束的国連文書の国内履行方式を探求するという議題を国連で提案し、現在に至るまで議論を主導することにより、宇宙諸条約を補完する個々の非拘束的文書の位置付けが明確になった過程を検証した。

(12)極地（柴田明穂） 南極条約体制の展開に日本が与えた影響について考察し、環境責任附属書の柔軟性規定の導入、南極条約事務局予算負担割合の設計、協議国会議期間協議の運用ル

ール策定に貢献したことなどを明らかにした。

(13)領域(深町朋子) 東アジアにおける領域法(law of territory)の適用に日本が及ぼした影響を、開国期の領域確定・取得を通じた領域法の伝播と、戦後の領土問題における「固有の領土」概念の波及の2点から考察した。

(14)特権免除(水島朋則) 特権免除の分野では、主権免除について絶対免除主義を採用した大審院1928年決定が制限免除主義の普遍化を遅らせ、2009年対外国民事裁判権法がICJの2012年判決に一定の影響を与えたと評価できる。

(15)域外適用(竹内真理) 域外適用の分野において日本の実践として、個人情報保護法の2015年、2020年の2度にわたる改正を分析し、日本が法適用範囲を拡大するに当たっての考慮要素(主権侵害の有無や他国の動向)について検討した。

(16)国際環境法(石橋可奈美) 京都議定書、生物多様性条約名古屋議定書、水俣条約などの採択・実施において国際法への重要な貢献が見られるが、他方、環境権や情報・司法へのアクセス権等、国内制度構築には消極的な面もあることを明らかにした。

(17)国際通商法(福永有夏) 日本が世界貿易機関(WTO)紛争処理を活用することで、法に基づく貿易紛争解決制度の発展に貢献したことを明らかにした。また日本の経験が今日のWTO紛争処理改革論に与える示唆を検討した。

(18)国際投資法(石川知子) 国際投資法を対象とし、第二次世界大戦前から現代の4つの時代に分け、アーカイブ調査を含む検討を行った結果、日本が、国際投資法をめぐる規範の継承と拡大という形で、その発展に貢献してきたことを明らかにした。

(19)国際刑事法(竹村仁美) 2023年度(第126年次)の国際法学会において、公募パネル「日本の国家実行が国際法に与えた影響」の企画中で「刑事法分野における日本の実行とその国際法への影響」と題する報告を行い、東京裁判の対象となった日本の受動的・積極的貢献について検討した。

(20)Jus ad bellum(阿部達也) 1920年代から40年代にかけて日本が他国に対して武力を使用した複数の事例を取り上げて、日本による4つの正当化根拠の主張が当時および後のjus ad bellumに与えた影響を明らかにした。

(21)Jus in bello(新井京) 戦間期から第二次世界大戦期の日本の実行が伝統的戦争法から国際人道法への転換に及ぼした影響、およびかかる法的転換が日本にもたらした影響を、捕虜の取扱いの問題を通じて明らかにした。

(22)中立法(真山全) 日露戦争で日本設定の防禦海面は領海以遠で航行を制限する水域の嚆矢で、諸国に受容されていく。今では自衛権で第三国に影響する措置をとれるかの問題との関連でも注目される。この水域の現代的意味を検討した。

(23)軍備管理・軍縮(福井康人) 包括的核実験禁止条約(CTBT)交渉開始前の準備プロセスCTBT交渉時及び未発効状態が続くCTBT機関準備委員会への支援並びにCTBT発効促進に対する日本の貢献を材料に、国際法発展のための日本の貢献について纏めた。

本研究全体の成果は、上記各分野を1つの章とする書籍の形態で英文で刊行する。現時点において原稿を編集集中であり、2024年度内に出版社に原稿を渡し、2025年度内に刊行する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 石橋可奈美・望月康恵
2. 発表標題 Distributive Justice and Sustainable Development: Japanese National Report
3. 学会等名 The General Congress of the International Academy of Comparative Law (国際学会)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

本研究の成果は英文書籍の形態で刊行する予定であり、現在編集集中である。2024年度内に出版社に原稿を渡し、2025年度内に刊行の予定である。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	柴田 明穂 (Shibata Akiho) (00273954)	神戸大学・国際協力研究科・教授 (14501)	
研究分担者	竹内 真理 (Takeuchi Mari) (00346404)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	望月 康恵 (Mochizuki Yasue) (10316151)	関西学院大学・法学部・教授 (34504)	
研究分担者	新井 京 (Arai Kyo) (10319436)	同志社大学・法学部・教授 (34310)	
研究分担者	福永 有夏 (Fukunaga Yuka) (10326126)	早稲田大学・社会科学総合学院・教授 (32689)	
研究分担者	齋藤 民徒 (Saito Tamitomo) (10401019)	関西学院大学・法学部・教授 (34504)	
研究分担者	竹村 仁美 (Takemura Hitomi) (10509904)	一橋大学・大学院法学研究科・教授 (12613)	
研究分担者	石川 知子 (Ishikawa Tomoko) (20632392)	名古屋大学・国際開発研究科・教授 (13901)	
研究分担者	深町 朋子 (Fukamachi Tomoko) (30310014)	福岡女子大学・国際文理学部・教授 (27103)	
研究分担者	小畑 郁 (Obata Kaoru) (40194617)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	王 志安 (Wang Zhian) (40255641)	駒澤大学・法学部・教授 (32617)	
研究分担者	豊田 哲也 (Toyoda Tetsuya) (40436506)	国際教養大学・国際教養学部・教授 (21402)	
研究分担者	福井 康人 (Fukui Yasuhito) (40644315)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構・核不拡散・核セ キュリティ総合支援センター・任期付研究員 (82110)	
研究分担者	西 平等 (Nishi Taira) (60323656)	関西大学・法学部・教授 (34416)	
研究分担者	水島 朋則 (Mizushima Tomonori) (60434916)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	
研究分担者	石橋 可奈美 (Ishibashi Kanami) (70253250)	東京外国語大学・その他部局等・准教授 (12603)	
研究分担者	真山 全 (Mayama Akira) (80190560)	大阪学院大学・国際学部・教授 (34403)	
研究分担者	前田 直子 (Maeda Naoko) (80353514)	京都女子大学・法学部・教授 (34305)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	阿部 達也 (Abe Tatsuya) (80511972)	青山学院大学・国際政治経済学部・教授 (32601)	
研究分担者	石井 由梨佳 (Ishii Yurika) (80582890)	防衛大学校（総合教育学群、人文社会科学群、応用科学群、電気情報学群及びシステム工学群）・人文社会科学群・准教授 (82723)	
研究分担者	青木 節子 (Aoki Setsuko) (90317339)	慶應義塾大学・法務研究科（三田）・教授 (32612)	
研究分担者	鶴田 順 (Tsuruta Jun) (90524281)	明治学院大学・法学部・准教授 (32683)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関